

名古屋市告示第482号

名古屋都市計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画道路を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 7年 9月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
3・3・65号 茶屋ヶ坂牛巻線	名古屋市東区砂 田橋五丁目	名古屋市熱田区 花表町	名古屋市千種区 東山通 1丁目 名古屋市昭和区 広路町字北石坂
3・5・133号 四谷通隼人町線	名古屋市千種区 四谷通 3丁目	名古屋市昭和区 隼人町	名古屋市昭和区 山手通 3丁目
3・1・141号 山手植田線	名古屋市昭和区 八事富士見	名古屋市天白区 植田本町一丁目	名古屋市天白区 元植田一丁目

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課